

新型コロナウイルス対応関連給付金、支援金制度一覧

◎売上が減少

- ☞ 持続化給付金：家賃等の固定費など事業全般に使える給付金
【要件】1月以降の任意の月の売上が前年同月比▲50%以上
【給付額】昨年1年間の売上減少分を上限に最大下記の額を給付
法人200万円 個人事業主100万円
【申請期限】2021年1月15日まで
【問合せ先】経産省・中小企業庁
持続化給付金コールセンター 0120-279-292
03-6832-6631
<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>
- ☞ 家賃支援給付金：家賃・地代の負担軽減を目的とした、テナント事業者への給付金（最大6か月分）
【要件】5月以降、①いずれか1カ月の売上が前年同月比▲50%以上、あるいは、②連続する3カ月の売上の合計が前年同期比▲30%以上
【給付額】法人は月額最大100万円
75万円まで給付率3分の2、75万円を超える部分は3分の1
個人事業主は月額最大50万円
37.5万円まで給付率3分の2、37.5万円を超える部分は3分の1
【申請期限】2021年1月15日まで
【問合せ先】経産省・中小企業庁
家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

◎医療従事者

- ☞ 医療従事者への慰労金（新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金）
【要件】対象期間（1月15日～6月30日）に10日以上勤務した者
【給付額】①都道府県から役割を設定された医療機関等（重点医療機関等）に勤務し、患者と接する医療従事者や職員：最大20万円
②その他の病院や診療所に勤務し、患者と接する医療従事者や職員：5万円
※「その他の病院や診療所」とは、新型コロナ感染症患者の受診を問わず、歯科医療機関も含まれる。
※いずれも対象者からの代理受領委任による医療機関申請となる。
- 【申請方法】下記4通り（原則①）、ただし、申請手続きができるのは各月15日～末日
① 国保連の「オンライン請求システム」（医療機関が毎月の診療報酬請求事務で使用しているシステム）
② WEB申請受付システム
③ 電子媒体（CD-R等）での申請
④ 紙媒体での申請
【申請期限】原則として12月28日まで
【問合せ先】厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター 0120-786-577
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html
申請書類は各都道府県 HP 参照

◎対策措置を講じた院内感染防止

- ☞ 医療機関等における感染拡大防止等支援事業：感染拡大防止対応に要する費

用に限らず、院内での感染拡大を防ぎながら診療体制確保等に要する費用について、幅広く補助の対象として実費を支給。申請回数は1回限り

- 【給付上限額】 病院 : 200万円+5万円×病床数
有床診療所 : 200万円 (医科・歯科)
無償診療所 : 100万円 (医科・歯科)
- 【対象期間】 2020年4月1日から2021年3月31日までに支出される経費が対象
- 【申請方法】 上記「医療従事者への慰労金」と同様
- 【申請期限】 原則として12月28日まで
- 【問合せ先】 上記「医療従事者への慰労金」と同様
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html
各都道府県 HP 参照

●新型コロナウイルス感染症関連給付金、補助金、助成金リスト

- *雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症特例措置) : 【個人事業主・法人向け】

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- *新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 : 【個人事業主向け】

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

- *新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 : 【法人向け】

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11844.html

- *持続化補助金 : 【個人事業主・法人向け】

経済産業省

<https://mirasapo-plus.go.jp/subsidy/persistence/>

- *ものづくり補助金 : 【個人事業主向け】

portal.monodukuri-hojo.jp

採択率が低いため、中小企業診断士に依頼することをお勧めします。

●そのほか資金繰り支援について：信用保証の活用で実質無利子・無担保融資リスト

- *独立行政法人福祉医療機構 WAM 医療貸付事業

独立行政法人福祉医療機構

<https://www.wam.go.jp/hp/>

- *セーフティーネット保障制度 (4号 5号)

中小企業庁 民間金融機関 各信用保証協会

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

***新型コロナウイルス感染症特別貸付**

日本政策金融公庫

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

詳しくは各自治体のHPを参照してください。